議員提出意見書案第４号

東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の処理についての意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和２年９月２４日

提出者　須賀川市議会議員　安　藤　　聡
賛成者　同　　広　瀬　吉　彦
同　　同　　佐　藤　暸　二
同　　同　　溝　井　光　夫

須賀川市議会議長　　五　十　嵐　伸　様

東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の処理についての意見書

東京電力福島第一原子力発電所敷地内において保管されているトリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水（以下「処理水」という。）について、本年２月、国の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会は、大気への水蒸気放出及び海洋放出が現実的とする報告書を政府に提出しました。

東日本大震災以降、多くの漁業従事者は、本格的な操業再開及び風評被害払拭に懸命な努力を続けており、このような状況において、処理水を海洋放出することは、福島県内の水産業はもとより様々な産業に与える影響は計り知れません。増え続ける処理水については、早期の処分方針の決定が求められているとはいえ、広く関係者から意見を聴き、理解を得られた中で、適切な対応をとることが必要不可欠であります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

１　東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むＡＬＰＳ処理水の処理については、国の責任において、福島県の関係者から丁寧に意見を聴取するとともに、安全性の情報開示を積極的に行い、多くの関係者に影響を与えることがないよう十分に検討をすること。

令和２年　　月　　日

福島県須賀川市議会議長　五　十　嵐　伸

内閣総理大臣

経済産業大臣　　宛

復興大臣

原子力規制委員会委員長